

齒科保健課

1. 歯科口腔保健施策について

厚生労働省では、平成元年から80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目標とした8020（ハチマル・ニイマル）運動を推進しており、その成果として8020達成者の増加や学童期のむし歯有病者率の減少など、国民の歯及び口腔の健康状態が改善されている。

歯・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしていることから、平成23年8月には「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行されている。本法に基づき、平成24年7月に「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）を策定し、令和4年10月に最終評価報告書が公表された。現在、令和6年度開始予定としている次期の基本的事項の策定に向けた議論を行っているところ。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2022」に、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討等の歯科口腔保健の充実に関する内容が盛り込まれており、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健施策の展開を推進しているところ。

（1）「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価

基本的事項の最終評価において、目標に達した項目は全19項目中2項目、改善傾向にある項目は6項目、変わらない及び悪化している項目はそれぞれ1項目であった。なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりデータソースとなる歯科疾患実態調査等が中止となり直近値を得ることができず評価困難となった項目が9項目あった。依然として、様々な課題があることから、今回の最終評価を踏まえた具体的な対策の検討が求められる。【PI歯3】

（2）次期「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の策定

次期の基本的事項では、社会環境の整備に関する取組を一層推進し、口腔の健康格差の更なる縮小を目指すとともに、健康寿命の延伸や健康格差の縮小につながるよう、国民の口腔の健康の保持・増進に更に取り組んでいく。現在、次期の基本的事項の策定に向けた議論を行っているところであり、令和5年の春を目途に公表を行う予定である。

また、次期の基本的事項の計画期間については、次期国民健康づくり運動プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）の計画期間と整合性を図ることとしており、令和6年度から令和17年度までの12年間とする。令和5年度は都道府県等における次期の基本的事項を策定する期間を設け、令和6年度から次期基本的事項を開始することとしている。

国の最終評価の結果及び次期の基本的事項を踏まえて、地域の状況に応じて、都道府県等でも次期の基本的事項を定めるようお願いしたい。【PI歯4】

（3）歯科疾患実態調査

令和3年度に実施予定としていた本調査については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等に鑑み、令和4年度に延期して実施したところ。本調査の実施にご協力頂いた都道府県担当者におかれては感謝申し上げます。また、次期の基本的事項におけるベースライン値の設定に際して、令和6年度に歯科疾

患実態調査を実施予定としている。各都道府県におかれては、調査の実施に引き続きご協力いただきたい。

(4) 「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について

フッ化物洗口を広く普及するために、平成 15 年に「フッ化物洗口ガイドライン」を発出するとともに、「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照することを示し、関係機関等に周知を図ってきたところ。

一方で、平成 15 年のガイドライン発出以降、フッ化物洗口がより広く普及し、流通するフッ化物製剤の種類が増加、新型コロナウイルス感染症の影響による集団フッ化物洗口の一時的な中断など、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。

そのため、令和 3 年度厚生労働科学研究事業において、最新の知見等を踏まえた「フッ化物洗口マニュアル」(2022 年版)等が取りまとめられたことを踏まえて、令和 4 年 12 月に「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を定め、都道府県等に周知を図ったところ。各都道府県におかれては、関係各所への周知にご協力いただきたい。

(5) 歯科口腔保健の推進に関する主な事業

① 8020 運動・口腔保健推進事業

「8020 運動・口腔保健推進事業」において、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応や人材育成等の実施に対する財政支援を実施しているところ。

都道府県等からの本事業に関する要望を踏まえて、来年度は事業内容の拡充や補助要件の見直しを予定している。また、地域での歯科健診事業の実施に対して財政支援を行う事業を新規で実施予定としている。

各都道府県におかれては、市町村へ周知いただくとともに、市町村支援に引き続き努めていただき、当該事業も活用しつつ、更なる歯科口腔保健施策を推進していただきたい。【PI 歯 5】

② 歯科口腔保健の推進に関して

厚生労働省委託事業において、効果的な歯科健診・受診勧奨の方法やその実施体制の検証・検討等を行うために、地方公共団体等において、実際に歯科健診等を導入・実施するモデル事業を実施している。本年度も、多くの地方公共団体に、モデル事業実施のご協力をいただいた。なお、本事業における成果報告会を本年 3 月 15 日オンラインにて開催予定としている。詳細に関しては既に周知しているところである。是非とも積極的な参加をお願いしたい。

令和 5 年度も、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業等として、同様にモデル事業を実施予定としている。本事業等に関する情報は追ってご連絡するが、各都道府県においては、本モデル事業等の実施にぜひ御協力をいただきたい。【PI 歯 6】

歯科口腔保健の推進について

<法律> 歯科口腔保健の推進に関する法律

基本理念

- ・ 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ・ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務

国及び地方公共団体、歯科医師等、国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

- 歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等
- 財政上の措置等
- 口腔保健支援センター

<厚生労働省> 歯科口腔保健推進室の設置

- 「歯科口腔保健の推進に関する法律」に規定されている歯科疾患の予防等による口腔の健康を保持するため、関連施策について関係部局との横断的な連携を図りながら遂行していくため、平成23年8月医政局長の同定めにより「**歯科口腔保健推進室**」を設置。
- 平成27年10月1日付で歯科口腔保健推進室（訓令室）となり、**平成30年7月31日より省令室に昇格**。
省内関係部局や自治体とも連携を図りながら、歯科健診の充実や口腔機能の向上に資する事業を通じて歯科口腔保健・医療の充実にかかる取組を実施。

<骨太の方針> 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）（抜粋）

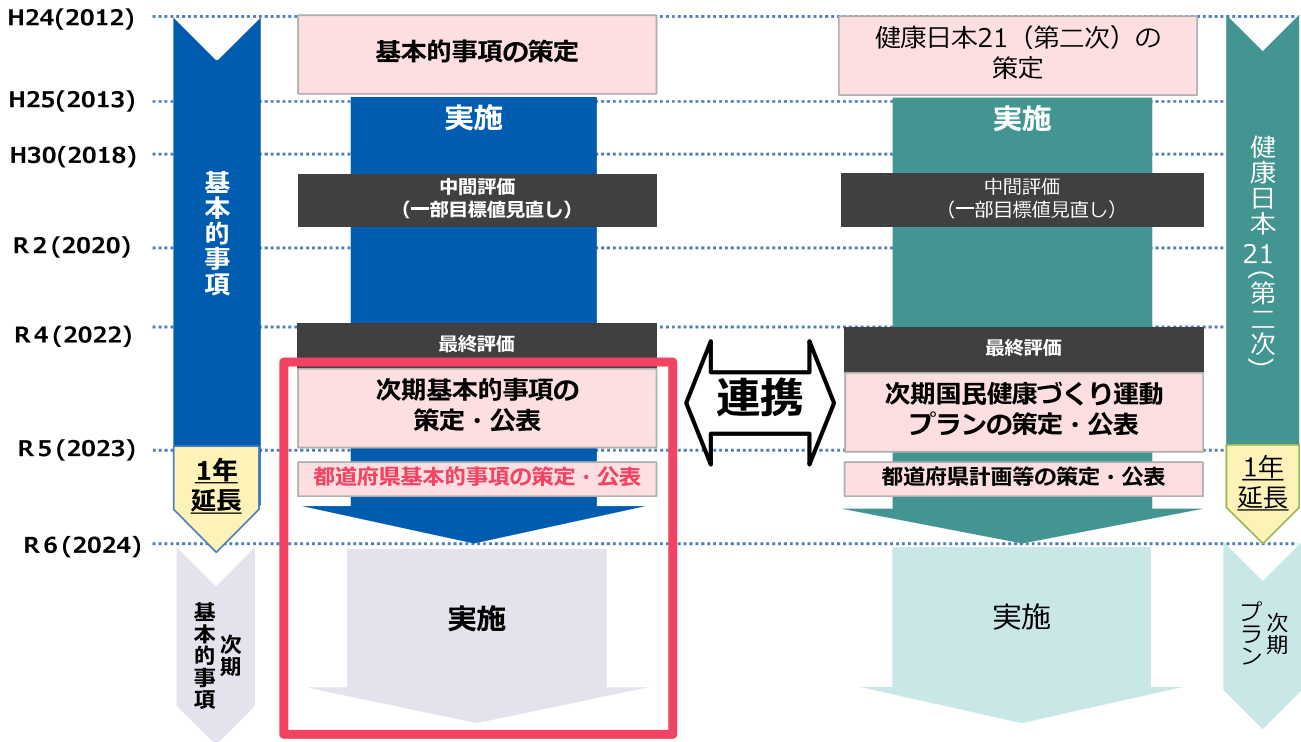
全身の健康と口腔の健康に関する科学的根拠の集積と国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討、オーラルフレイル対策・疾病の重症化予防につながる歯科専門職による口腔健康管理の充実、歯科医療職間、医科歯科連携を始めとする関係職種間・関係機関間の連携、歯科衛生士・歯科技工士の人材確保、歯科技工を含む歯科領域におけるICTの活用を推進し、歯科保健医療提供体制の構築と強化に取り組む。また、市場価格に左右されない歯科用材料の導入を推進する。

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の最終評価結果（概要）

：「健康日本21（第二次）」と重複しているもの

具体的指標	策定時のベースライン値	目標値	目標値（変更後）	最終評価（直近値）	評価
1. 歯科疾患の予防における目標					
目標全体の評価：E					
(1) 乳幼児期					
① 3歳児でう蝕のない者の割合の増加	77.1%	90%		88.1%	B
(2) 学齢期					
① 12歳児でう蝕のない者の割合の増加	54.6%	65%		68.2%	A
② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	25.1%	20%		—	E
(3) 成人期（妊産婦である期間を含む。）					
① 20歳代における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少	31.7%	25%		21.1%	A
② 40歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	37.3%	25%		—	E
③ 40歳の未処置歯を有する者の割合の減少	40.3%	10%		—	E
④ 40歳で喪失歯のない者の割合の増加	54.1%	75%		—	E（参考指標：C）
(4) 高齢期					
① 60歳の未処置歯を有する者の割合の減少	37.6%	10%		—	E
② 60歳代における進行した歯周炎を有する者の割合の減少	54.7%	45%		—	E
③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	60.2%	70%		80%	E（参考指標：B）
④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加	25.0%	50%		60%	E（参考指標：B）
2. 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上における目標					
目標全体の評価：D					
(1) 乳幼児期及び学齢期					
① 3歳児で不正咬合等が認められる者の割合の減少	12.3%	10%		14.0%	D
(2) 成人期及び高齢期					
① 60歳代における咀嚼良好者の割合の増加	73.4%	80%		71.5%	C
3. 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健における目標					
目標全体の評価：B*					
(1) 障害者・障害児					
① 障害者支援施設及び障害児入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	66.9%	90%		77.9%	B*
(2) 要介護高齢者					
① 介護老人福祉施設及び介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	19.2%	50%		33.4%	B*
4. 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標					
目標全体の評価：B*					
① 過去1年間に歯科検診を受診した者の割合の増加	34.1%	65%		—	E
② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加	6都道府県	23都道府県	47都道府県	45都道府県	B
③ 12歳児の一人平均う歯数が1.0歯未満である都道府県の増加	7都道府県	28都道府県	47都道府県	37都道府県	B
④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加	26都道府県	36都道府県	47都道府県	46都道府県	B

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（基本的事項）の流れ



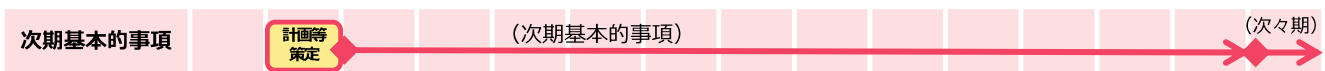
第43 回厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会 資料2 (R3.1.21) 一部改変

次期基本的事項の今後のスケジュール（案）

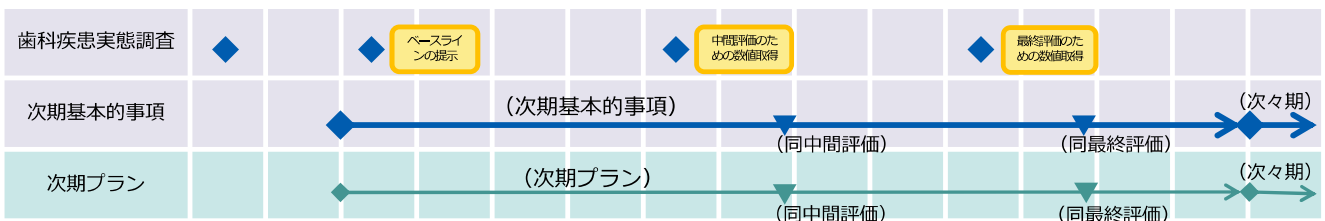
- 次期基本的事項の計画期間については、次期国民健康づくり運動プランをはじめとした他の計画（医療計画、医療費適正化計画等）との計画期間を一致させ、整合性を図るために、12年間とする。
- 計画期間中に、令和6年から4年毎に歯科疾患実態調査、令和11年を目途に中間評価、令和15年を目途に最終評価を行う予定としている。
- 令和5年は、国の次期基本的事項を踏まえて、地方公共団体でも地域の状況に応じて、次期プランをはじめとした他の計画と調和が保たれた方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるようお願いしたい。

2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

< 地方公共団体 >



< 厚生労働省 >



「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について

（令和4年12月28日付け厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）

- 歯科口腔保健の推進に向けては、う蝕等の歯科疾患の予防に向けた取組が重要であり、歯科口腔保健の推進に関する基本的事項や健康日本21等に示されたう蝕の予防等に関する目標を達成するため、フッ化物応用は有効な手段である。
- フッ化物洗口法を広く普及するために、「フッ化物洗口ガイドラインについて」（平成15年1月14日付け医政発第0114002号・健発第0114006号厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）にて「フッ化物洗口ガイドライン」を発出するとともに、「う蝕予防のためのフッ化物洗口実施マニュアル」を参照することを示し、関係機関等に周知を図ってきた。
- ガイドラインの発出以降、フッ化物洗口がより広く普及し、流通するフッ化物製剤の種類が増加、新型コロナウイルス感染症の影響による集団フッ化物洗口の一時的な中断など、フッ化物洗口を取り巻く状況は変化している。
- このため、令和3年度厚生労働科学研究事業「歯科口腔保健の推進に資するう蝕予防のための手法に関する研究」において、最新の知見等を踏まえた「フッ化物洗口マニュアル」（2022年版）等が取りまとめられた。
- これを踏まえて、「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」を定め、「「フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方」について」（令和4年12月28日付け厚生労働省医政局長及び健康局長連名通知）を発出している。

フッ化物洗口の推進に関する基本的な考え方の内容（抜粋）

- ・ フッ化物洗口の考え方について（フッ化物洗口の対象者やフッ化物洗口の方法）
 - ・ 集団フッ化物洗口の実施について
 - ・ 集団フッ化物洗口の実施上の留意事項について
 - ・ 地方公共団体による集団フッ化物洗口事業の実施について
 - ・ フッ化物洗口の安全性について
- 等

歯科口腔保健歯科保健医療の充実強化（主な事業を抜粋）

令和5年度予算案 2,065百万円
（令和4年度予算額 1,597百万円）

① 歯科口腔保健医療情報収集分析等推進事業	65,968千円（65,968千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科保健医療に関する各種データの情報収集を行い、それらの精査分析等を行った上で、見える化を行うことにより、都道府県等における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画立案を推進する。 	
② 8020運動口腔保健推進事業	1,129,841千円（810,588千円）
8020運動推進特別事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8020運動の推進のため、歯口腔の健康の保持等を目的として実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く。）及び都道府県における次期歯科保健計画の策定に必要な検討委員会の設置に必要な財政支援を行う。 都道府県等口腔保健推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県市町村に対し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、歯科疾患予防、歯科健診、歯科保健医療サービスの提供が困難な障害者高齢者等への対応やそれを担う人材の育成、食育口腔機能の維持向上の推進等に対する財政支援を行う。 歯科口腔保健支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科口腔保健の更なる推進に向けて、マスメディア、各種広報ツールを活用した国民に対する歯科口腔保健の普及啓発やセミナー、シンポジウムの開催等を行う。 	
③ 生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業	543,015千円（252,107千円）
就労世代の歯科健康診査等推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労世代の歯科健診の受診率向上に向け、効果的な歯科健診受診勧奨の方法等について検討を行うため、歯科健診実施や機会の拡大等を検討する自治体や事業所等において、歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業を実施し、コストも含めた実施体制等の検証等を行う。 歯周病等スクリーニングツール開発支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体や職域等において、簡易に歯周病等の歯科疾患のリスク評価が可能なスクリーニングツール（簡易検査キットや診断アプリ等）の開発を行う企業等に対して、研究開発を支援する。 	
④ ライフステージに応じた歯科口腔保健推進事業	23,360千円（-）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科健診の結果をふまえ、ライフステージに応じた適切な歯科保健指導を行うためのマニュアル作成に向け、歯科疾患の予防に資する行動変容につながる効果的な歯科保健指導の方法等に関する知見の収集整理やICTを活用した歯科保健指導の方法について検証を行う。 	
⑤ 歯科医療提供体構築推進事業	256,725千円（256,732千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地域の実情を踏まえた歯科医療施策が実効的に進められるよう、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会の設置等、地域の実情を踏まえた都道府県の取組の実施に必要な財政支援を行う。 	
⑥ ICTを活用した医科歯科連携の検証事業	31,057千円（31,057千円）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科標榜のない病院や介護施設において、ICTを活用した口腔機能管理等に関するモデル事業を実施し、効果的・効率的な歯科専門職の介入方法について検証する。また、地域の状況等に応じて、ICTを活用した診療を実施し、適切な運用・活用方法等を検証する。 	

令和5年度当初予算額 11億円（8.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- **8020運動推進特別事業**：都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行う（平成12年度から実施）。
 - **都道府県等口腔保健推進事業**：「歯科口腔保健の推進に関する法律」（平成23年公布・施行）に基づき、歯科口腔保健の取組を進めるため実施される歯科保健事業を行う（平成25年度から実施）。
- 「骨太の方針2022」において、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」が求められていることも踏まえ、自治体における歯科健診等の実施体制の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム、実施主体

1. 8020運動推進特別事業【拡充】

歯科口腔保健の推進のために実施される歯科保健医療事業（都道府県等口腔保健推進事業に掲げる事業を除く）に必要な財政支援を行う。令和5年度は、各都道府県が、次期の歯科保健計画の策定に必要な歯科口腔保健の推進に関する検討委員会の設置に係る費用を拡充する。

- 補助対象：都道府県 [補助率：定額]
- 8020運動及び歯科口腔保健の推進に関する検討評価委員会の設置
 - 8020運動及び歯科口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - ア 歯科口腔保健の推進に携わる人材研修事業
 - イ 歯科口腔保健の推進に携わる人材の確保に関する事業
 - ウ その他、都道府県等保健推進事業に掲げる事業以外の事業

3. 歯科口腔保健支援事業【拡充】

- 国民に対する歯科口腔保健の推進に関する知識の普及啓発等
 - ・ 歯科疾患予防等に資する動画等の作成・公開
 - ・ マスメディア等を活用した効果的な普及啓発の実施
 - ・ セミナー、シンポジウム等の開催等
- 次期国民歯科保健運動の展開
 - ・ 歯科口腔保健の推進に関する専門委員会の開催等

2. 都道府県等口腔保健推進事業

地域の実情に応じた総合的な歯科保健医療施策を進めるための体制確保、要介護高齢者等への対応やそれを担う人材の育成及び医科・歯科連携の取組に対する安全性や効果等の普及を図る。

また、地域間の格差解消等の観点から、歯科疾患対策の強化が特に必要な地域を対象として、取組の強化等を行う。

補助対象：都道府県、政令市、特別区、市町村
（※補助メニューによって異なる）

補助率：1/2

- 口腔保健支援センター設置推進事業【拡充】
 - 口腔保健の推進に資するために必要となる事業
 - 歯科疾患予防等事業
 - ① 歯科疾患予防事業【拡充・補助要件見直し】
 - ② 歯科健診事業【新規】
 - ③ 食育推進等口腔機能維持向上事業
 - II 歯科保健医療サービス提供困難者への歯科医療推進・技術者養成事業
 - ① 歯科保健医療推進事業【市町村補助要件見直し】
 - ② 歯科医療技術者養成事業【補助要件見直し】
 - III 歯科口腔保健推進体制強化事業【市町村補助要件見直し】
 - IV 調査研究事業
 - ① 歯科口腔保健調査研究事業【拡充・補助要件見直し】
 - ② 多職種連携等調査研究事業【補助要件見直し】
- ※2)の事業の実施にあたっては、都道府県は、事業内容や対象、実施方法等について、管内市区町村等と調整する。



生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）推進事業（就労世代の歯科健康診査等推進事業）

令和5年度当初予算額 3.4億円（2.5億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 健康で質の高い生活を営む上で、口腔の健康の保持・増進が重要な役割を果たしていることから、定期的な歯科健診の機会・歯科診療の受診を通じて、生涯を通じた歯・口腔の健康を実現していくことが必要である。
- 「骨太の方針2022」においても、「生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討」について記載された。

現行	乳幼児期	学齢期	20代・30代	40～74歳	75歳以上
（根拠法） 歯科健診	乳幼児歯科健診 （母子保健法） （※下線部は受診が義務）	学校歯科健診 （学校保健安全法）	塩酸・硫酸・硝酸等を取り扱う労働者に対する定期健診（労働安全衛生法）		後期高齢者医療の被保険者に対する歯科健診 （高齢者の医療の確保に関する法律）
				40、50、60、70歳 歯周疾患検診 （健康増進法）	

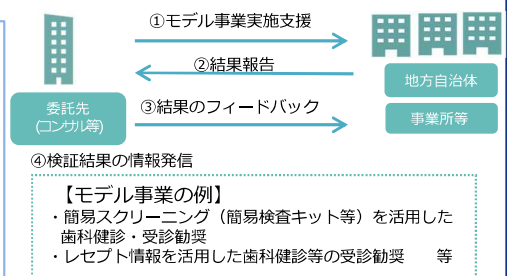
◆ 職域での歯科健診がなく（一部を例外あり）、歯科健（検）診の受診率が低い。
◆ 歯周病の罹患率割合が高い。

就労世代の歯科口腔保健の推進に向け、効果的な歯科健（検）診・受診勧奨の方法等について検討を行う。

2 事業の概要、実施主体

事業概要

- ・ 歯科健診や受診勧奨等の実施の支援を行うモデル事業
 - 歯科健診を実施していない事業所等や、歯周疾患検診をはじめとした歯科健診を実施していない地方自治体（歯科健診対象者の拡大等、歯科健診の受診率向上に向けた取組を検討している自治体を含む）を支援（令和5年度はモデル事業実施規模を拡大）。
- ・ 歯科健診の意義（重要性）や歯科健診の効果的な実施方法等の情報発信
 - 就労世代の歯科健診等の実施率・受診率の向上のため、モデル事業の結果について、効果・コスト・実施体制等を、持続可能性も含めて検証
 - 歯科健診の意義や歯科健診の効果的な実施方法を関係者への情報発信を実施（令和5年度新規）



2. 歯科医療施策について

(1) 歯科保健医療提供体制について

歯科保健医療提供体制の構築に向け、各都道府県が取り組めるよう、令和4年度から「歯科医療提供体制構築推進事業」を実施し、令和5年度も引き続き予算を計上している。各都道府県においては歯科医療提供体制の構築に向けた検討委員会の設置等を御検討いただきたい。【PI 歯 9】

また、令和2年度から、「歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業」において歯科保健医療データブックの作成を行っており、作成したデータブックを各都道府県に配布している。各都道府県における効果的・効率的な歯科保健医療施策の企画・立案に向けて、本データブックを活用いただきたい。また、自治体の歯科保健医療に関する取組を収集・分析し、好事例を紹介する医療情報サイトの構築をすすめている。これまでウェブサイトを作成しているが引き続き、自治体の事例収集等を行う予定であるため、御協力いただきたい。【PI 歯 9】

(2) 地域医療介護総合確保基金について

平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法に基づき、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用し、病床の機能分化・連携に必要な基盤整備、在宅医療の推進、医療従事者等の確保・養成に必要な事業を支援している。歯科保健医療に関する事業についても、在宅歯科医療の体制整備や歯科衛生士・歯科技工士の確保対策など、地域の実情に応じて実施されたい。【PI 歯 9】

(3) 歯科技工所におけるリモートワーク及び連携について

歯科技工所については、同法第21条の規定により、開設後10日以内に都道府県知事等に届け出ることとされており、これらに関して徹底をお願いしたい。

令和4年3月31日に歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第71号）が公布された。歯科技工所でリモートワークを行う場合の届出事項や構造設備基準等について追加されている。歯科技工所の届出事項や立入検査についての具体的な留意事項を「歯科技工におけるリモートワークの実施に関する留意点等について」（令和4年5月10日医政発歯0510第2号）において示しているので参考にされたい。【PI 歯 10】

また、「歯科技工所の開設及び歯科技工所間の連携について」（令和4年3月31日付け医政発0331第2号）を発出し、歯科技工所の開設について明確化するとともに、歯科技工所間の連携による機器の共同利用について歯科医師の指示書や歯科技工録の記載等の留意点を示している。【PI 歯 11】

管下歯科技工所に対し、適切な届出等が行われるよう、ご指導をお願いしたい。

(4) 災害時の歯科保健医療提供の体制整備について

災害時の避難生活の長期化に伴う生活環境の変化による口腔内環境の悪化は、栄養状態の悪化等、被災者の全身の健康に影響を与える可能性があ

ることから、被災者に対する口腔の管理の重要性が認識されている。そのため、各地域においては、災害時における歯科保健医療体制の構築にも取り組まれない。

なお、平成 30 年度より、厚生労働省では、被災地域において歯科保健医療支援を行うチームを養成するため、人材育成の研修事業を補助事業（※災害歯科保健医療チーム養成支援事業。令和 3、4 年度補助先：公益社団法人日本歯科医師会）として実施しており、令和 3 年 12 月 24 日に「災害歯科保健医療標準テキスト」がとりまとめられ、令和 5 年度も引き続き実施する予定である。【PI 歯 11】

災害時の歯科保健医療活動の理解を深め、連携を推進する観点から都道府県職員においても積極的な参加をお願いしたい。

歯科医療提供体制構築推進事業

令和5年度当初予算案 2.6億円 (2.6億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の背景・課題

少子高齢化の進展、歯科疾病構造の変化など、歯科保健医療を取り巻く状況は大きく変化している。地域により、歯科医療資源の状況等は異なることから、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築することが求められている。

2 事業の概要・実施主体

各都道府県における歯科医療提供体制の構築を推進するため、歯科医療提供体制の構築に向けて協議・検討を行う検討委員会を設置し、地域の実情を踏まえた歯科医療提供体制を構築するための取り組みを補助する。【実施主体：都道府県】

補助対象事業のイメージ (補助対象：都道府県 補助率：1/2相当)

- ・ NDB (National Database; レセプト情報・特定健診等情報データベース) や KDB (Kokuho Database; 国保データベース) 等を活用した地域の歯科保健医療提供状況に関する分析及び分析結果に基づく歯科医療提供体制 (医科歯科連携体制の構築等を含む) の検討
- ・ 病院歯科と歯科診療所の機能分化や役割分担、かかりつけ歯科医の役割の位置づけ等に関する協議、検討
- ・ 口腔機能低下、摂食嚥下障害等の患者への食支援に関する多職種連携体制の構築
- ・ 障害児・者等への歯科医療提供体制、災害時・新興感染症発生時の歯科保健医療提供体制の構築



歯科口腔保健医療情報収集・分析等推進事業

令和5年度当初予算案 66百万円 (66百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

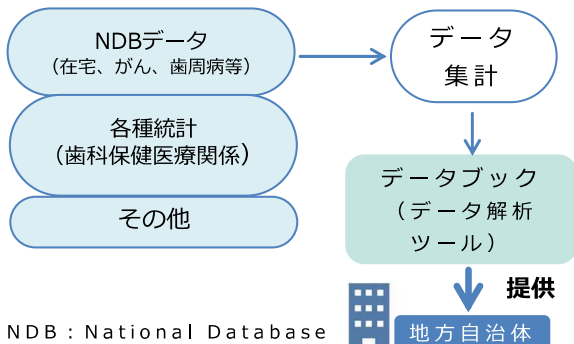
- ・ 歯科保健医療に関する地域分析に必要なデータは、様々な統計データの中に分散していたり、NDBの歯科部分の分析はあまり行われておらず、データ活用・分析が進んでいない。
- ・ 歯科保健医療施策の更なる推進のため、自治体関係者が歯科保健医療関係データを活用できるよう、歯科保健医療に関する各種データや自治体の歯科保健事業の情報収集及び精査・分析を行い、歯科保健医療データブックの作成及び歯科保健医療情報提供サイトの開発を進める。

令和5年度：引き続き、歯科保健医療データブックの作成と歯科保健医療情報提供サイトの開発に取り組む

2 事業の概要・スキーム、実施主体

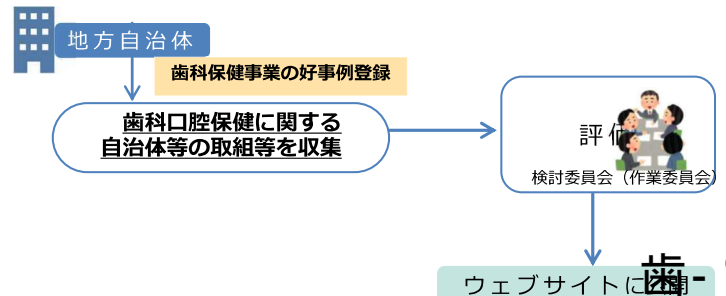
歯科保健医療データブックの作成

- ・ 歯科口腔保健医療に関する施策立案に必要なデータの収集・分析
- ・ 収集データの見える化、解析ツール (データブック) の作成
→都道府県等へ送付



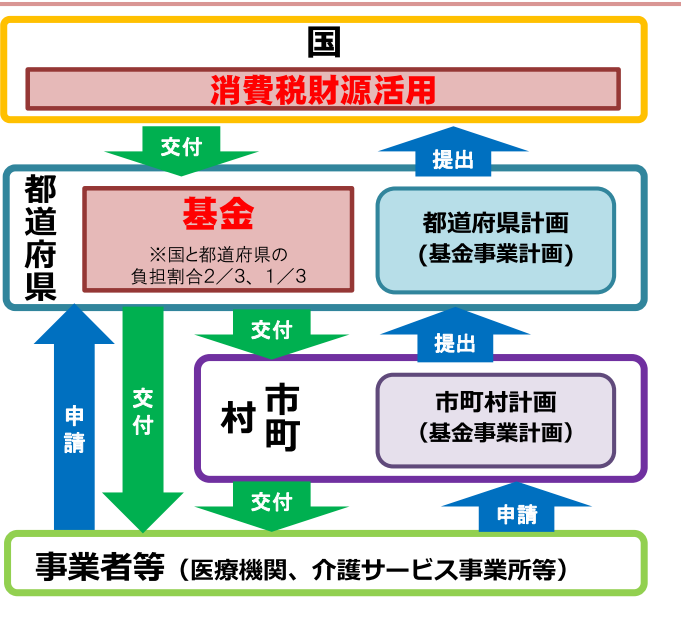
歯科保健医療情報サイトの開発

- ・ 【歯科保健医療情報サイトの開発開始】
掲載内容：歯科口腔保健に関する自治体事業の好事例 (先進的な取組等)、自治体と大学・企業との連携取組事例、学術情報、自治体歯科口腔保健関連計画・条例、啓発資料・マニュアル、歯科保健関連統計データ等



地域医療介護総合確保基金

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- **都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成**

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業

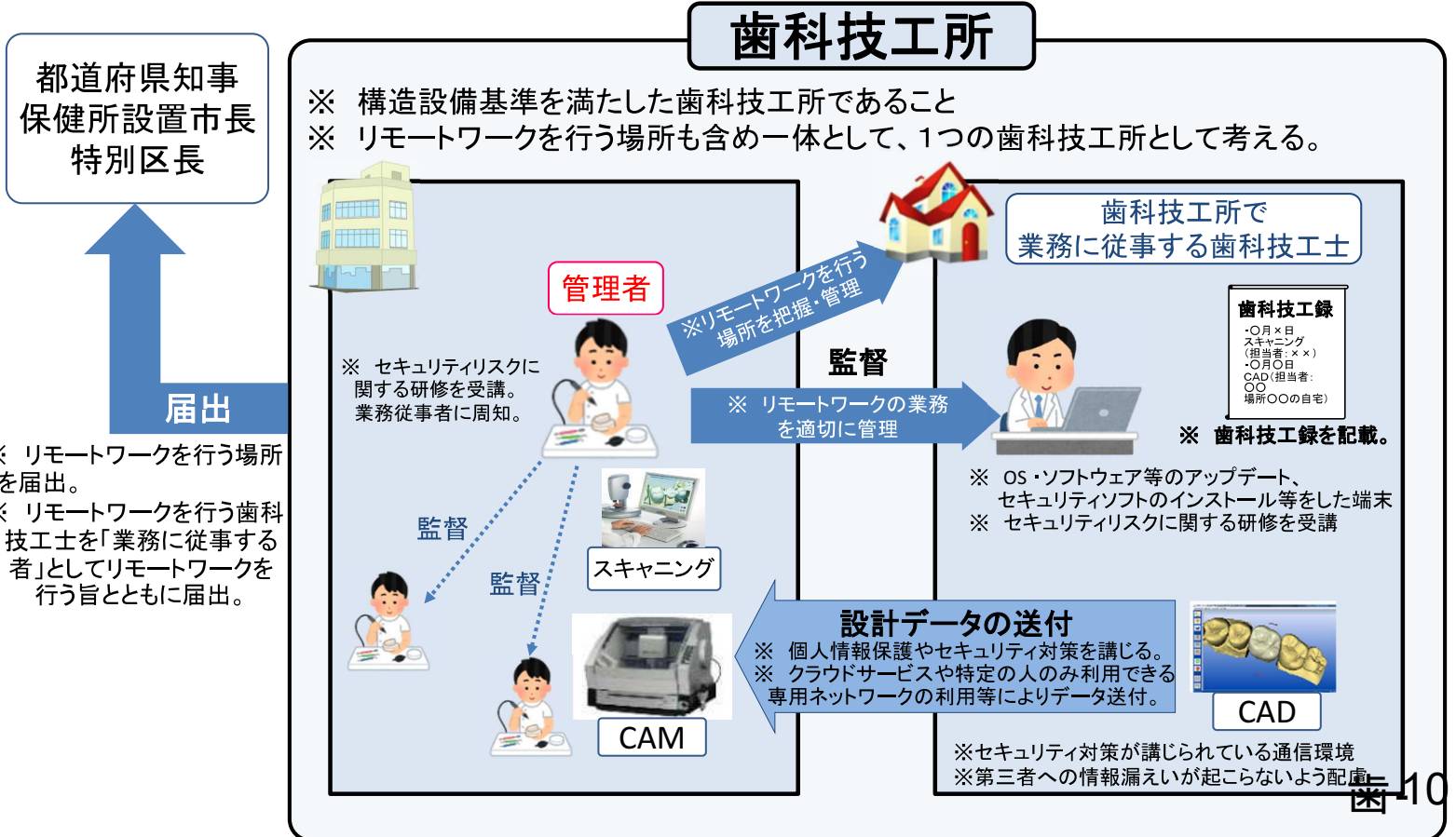
○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科関連事業のみ抜粋）

事業例	事業の概要
在宅歯科医療を実施するための設備整備	在宅歯科医療を実施する医療機関に対して在宅歯科医療の実施に必要な、訪問歯科診療車や在宅歯科医療機器、安心・安全な在宅歯科医療実施のための機器等の購入を支援する。
医科・歯科連携に資する人材養成のための研修の実施	医科・歯科連携を推進するため、がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修会を開催し、疾病予防・疾病の早期治療等に有用な医科・歯科の連携に関する研修会の実施にかかる支援を行う。
歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

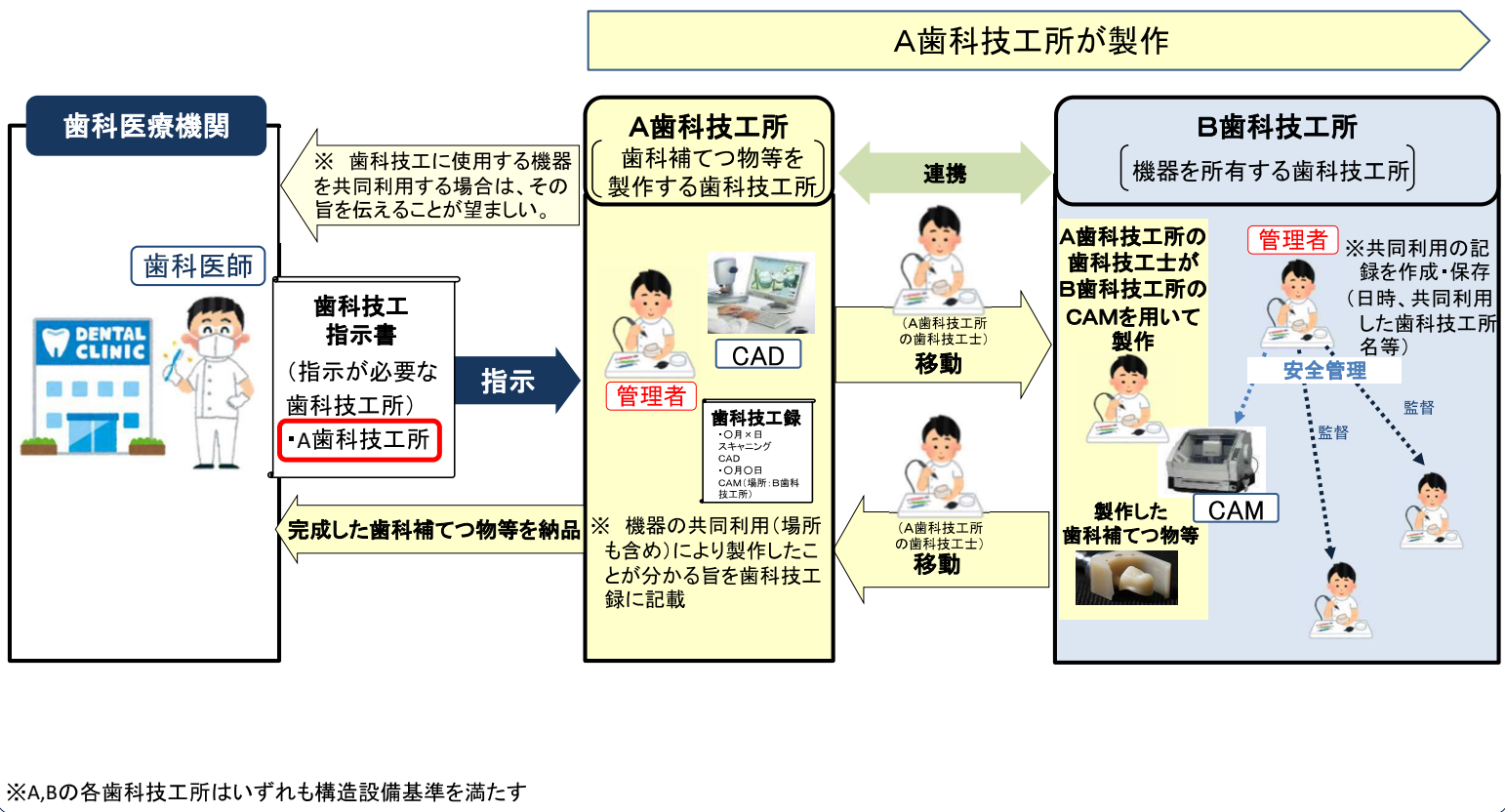
歯科技工におけるリモートワーク（イメージ）

図1

歯科技工におけるリモートワークの対象：コンピュータを用いた歯科補てつ物等の設計（切削加工や研磨等を除く）



(例) 機器を共同利用してCAD/CAMを用いた歯科技工を行う場合



災害派遣医療チーム養成支援事業 (歯科分野)

令和5年度当初予算案 5百万円 (5百万円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 災害時には被災地の医療提供能力が低下するため、災害医療に従事する医療チームが被災地内外から参集し、被災地の医療提供能力が回復するまで、病院や避難所等において医療支援の継続が必要。
- 医療チームはその機能に応じて別々の役割を担っており、日本医師会災害医療チーム(JMAT)をはじめ、日本歯科医師会等の民間の医療チームが避難所、救護所等への巡回診療、在宅患者の診療等の支援を実施。
- 首都直下地震や南海トラフ地震等の巨大地震では、医療支援が長期間・広範囲になることが想定されることから、被災地における発災直後から医療提供能力が回復するまでの切れ目のない医療支援を目指すための養成事業を創設。

2 事業の概要

- 歯科医療従事者(歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、業務調整員(事務員)等)や当該歯科医療チームのリーダーに対して、関係機関等と連携し、災害時の歯科保健医療活動を円滑に実施するための研修(講義・演習)を行う。

災害時の連携・調整等

- ・ 被災都道府県(保健医療活動の調整本部)との連絡・調整
- ・ JMAT等の医療活動との連携・調整
- ・ 保健衛生(保健師チーム等)等の保健活動との連携・調整
- ・ 警察、海上保安庁、監察医等の関係機関との協力・連携

災害時の歯科保健医療活動

- ・ 応急歯科治療
 - 避難所等における医療活動
 - 通院治療中、義歯破損・不適合等の有病者を対象
 - 災害発生から2週間以内の時期
- ・ 歯科保健活動
 - 避難所等における保健活動(歯科保健指導、災害関連疾病の予防、口腔ケア等)
 - 特に、高齢者(摂食・嚥下障害)、有病者(糖尿病)等に対するケアが重要
 - 避難生活開始から中長期にわたる時期
- ・ 遺体の身元確認への協力
 - 警察、海上保安庁、監察医等と連携し、個人識別への協力

3 実施主体等

公益社団法人 日本歯科医師会(名宛て)